

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【公表番号】特表2011-513786(P2011-513786A)
 【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)
 【年通号数】公開・登録公報2011-017
 【出願番号】特願2010-549200(P2010-549200)
 【国際特許分類】

G 0 3 H 1/26 (2006.01)
 G 0 3 H 1/08 (2006.01)
 G 0 3 B 21/14 (2006.01)
 G 0 3 B 21/60 (2014.01)

【F I】

G 0 3 H 1/26
 G 0 3 H 1/08
 G 0 3 B 21/14 Z
 G 0 3 B 21/60 Z

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成25年12月2日(2013.12.2)

【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0062
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0062】

図9における実施形態において、プロジェクタは、ホログラフィック・スクリーン28の前に置かれたLCDパネル36を照らす偏光フィルター33を持つ明るい光源31によって置き換えられる。画像パターン生成ユニット20は、ビデオ・インターフェースを通してLCDパネル36を駆動する。LCDパネル36は、偏光された光源に対するマスク又はシャッターとして作用する。LCDパネルのデフォルト設定は不透明であるため、偏光された光は、全くホログラフィック・スクリーンに到達しない。画像パターン生成ユニットは、下に存在するサブホログラムをボクセル32が再構成されるようにする偏光された光源に露光する。その光源は、ハロゲン又は金属ハロゲンランプ又は他の明るいランプ技術に基づいてよい。そのランプ及び偏光フィルターは、その光の入射角が、ホログラフィック・スクリーンを生成するために使用される基準ビームに一致するように、そのホログラフィック・スクリーンに関して角度を成す必要がある。そのLCDパネルのサイズは、少なくともそのホログラフィック・スクリーンほど大きくなければいけない。そのLCDパネルの解像度は、十分な精度を持つサブホログラム群又はホログラフィック・タイルを生成しなればいけない。そのLCDパネルは、そのデフォルト状態が不透明であるように構成される必要がある。これは、偏光フィルター31と同じ偏光を持つLCDパネルを覆う偏光フィルターを配置することによって達成され、そうすることによって、両方の偏光フィルターの方向は、その液晶の偏光に直角になる。そのLCDパネルの赤、緑及び青のフィルターは、ホログラフィック・スクリーンを生成するために使用される赤、緑及び青のレーザーに一致するように適合される必要がある。

【誤訳訂正2】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0063

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0063】

図9aにおいて代替実施形態が描かれており、それは、ホログラフィック・スクリーン28の後ろの発光ディスプレイ・パネル33に基づく。その画像パターン生成ユニット20は、その発光ディスプレイのビデオ入力に接続されている。その構成は、どのディスプレイ・パネル素子も発光できることから、真のプログラム可能な光源として働く。その画像パターン生成ユニットは、ボクセル群32が再構成されることを可能にする、サブホログラム群を直接照らす発光ディスプレイにおいてサブホログラム・パターンを作成する。発光ディスプレイのサイズ及び解像度の必要条件は、LCDパネルに似ている。その発光ディスプレイ・パネルは、CRTディスプレイ、カラーLEDディスプレイ、OLED(有機発光ダイオード)ディスプレイ、プラズマ・ディスプレイ又はカラー・レーザー・ダイオード・ディスプレイに基づいてもよい。その発光ディスプレイの原色の周波数は、ホログラフィック・スクリーンのそれらに一致する必要がある。発光ディスプレイ・パネルは、ホログラフィック・スクリーンを生成するために使用される参照ビームに入射光の角度が一致するように、そのホログラフィック・スクリーンに光学的に結合される必要がある。